

【アメリカ】北朝鮮制裁強化法案の下院通過

2014年7月28日に、連邦議会下院は、北朝鮮に対する初の包括的な制裁法である「北朝鮮制裁強化法案」(H.R.1771)を可決した。これは、北朝鮮の核弾道ミサイル等の大量破壊兵器の脅威、通貨偽造やマネーロンダリングを通じた金融システムの悪用、重大な人権侵害等に対処し、金融制裁の強化により、同国の資金調達を阻止し、核兵器等開発計画の中止及び最終的な廃絶に追い込むことを目的とする。具体的には、制裁対象となる北朝鮮高官やその協力者の入国を禁止し、米国内における全資産を凍結するのみならず、北朝鮮による核拡散、密輸や人権侵害に加担する第三国の個人や金融機関に対しても、米国政府に制裁を認めるものである。また、北朝鮮の貨物に対する検査義務の履行が十分でない港や空港から到着する船舶や航空機に対する検査の強化等も規定している。ただし、同法案は、来年1月3日の現議会期の終了までに上院で可決されない場合、自動的に廃案となる。

(海外立法情報課・岩澤 聡)

【アメリカ】労働力の革新及び機会に関する法律

2014年7月22日、「労働力の革新及び機会に関する法律」(Workforce Innovation and Opportunity Act、WIOA)が成立した(P.L.113-128)。同法は、職業訓練サービスを中心とする就業支援のための主要な連邦プログラムを規定した「労働力投資法」(Workforce Investment Act、WIA)を16年ぶりに改正するものである。直近の統計によるアメリカの失業率は6.1%で、960万人の失業者を抱える一方で、多様な職種で470万人の欠員が生じており、この一因としてスキルギャップ、すなわち雇用主が求める技能を備えた人材の不足が指摘されている。このような課題に柔軟に対応するため、WIOAは、WIAが陥った官僚主義の弊害を克服し、重複したプログラムを整理するなどの効率化を図るとともに、地域の労働者及び雇用主のニーズを重視したサービス戦略の開発を促す。また、プログラムの透明性や説明責任を強化するための標準業績評価指標を導入するとともに、連邦資金の用途についての州や市の裁量性も高めている。

(海外立法情報課・岩澤 聡)

【アメリカ】2014年近東及び南中央アジア信教の自由法

シリア内戦や「イスラム国」によるキリスト教徒の迫害を懸念した2014年近東及び南中央アジア信教の自由法が、国内の福音派やクリスチャンシオニスト団体の支持を受け、2014年8月8日に成立した(P.L.113-161, 2019年10月1日までの時限立法)。これに基づき、大統領は、近東及び南中央アジアの宗教少数派の信教の自由を守るため、同地域の専門家であり、かつ人権及び信教の自由の分野での活躍が認められる者から、大統領と国務長官の指示に基づき米国を代表する特使を任命する。特使は、同地域での宗教少数派の信教の自由を促進し、権利侵害があった場合の非難、米国政府が取るべき適切な対応の勧告、宗教への非寛容的活動や宗教少数派を標的にした活動の監視と撲滅、同地域の特色に応じた経済的又は安全保障の必要性を満たす取組等を行う。議会での審議においては、特使と1998年国際的信教の自由法で設置された国際的信教の自由問題担当の無任所大使との、任務重複も指摘されていた。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【アメリカ】2014年自閉症支援法

国内での自閉症スペクトラム（ASD）発症数増加を受け、連邦政府は様々な調査研究を支援してきた。2000年児童健康法(P.L.106-310)では、ASDその他発達障害に関する研究支援の必要性が明示され、省庁間自閉症調整委員会（IACC）の設立、疾病対策センター（CDC）や国立衛生研究所（NIH）等に対するASD研究への助成を定めた。2006年には自閉症対策法（P.L.109-416）を制定し、ASD研究等につき包括的な戦略計画の策定を義務付けた。同法は2011年に再授權され（P.L.112-32）、IACCの改組等も行われたが、IACCは、2013年に会計検査院（GAO）から連邦資金を用いた研究の重複があるとの指摘を受けた。今回の自閉症支援法（P.L.113-157, 2014年8月8日制定）では、自閉症対策法を再授權しつつ、保健福祉省内にASD関連の連邦活動を監督する役職者を任命し、5歳以下の児童へのASDの早期診断・介入に関する研究に対する支援強化、IACCの6名の委員の内、少なくとも2名を親、患者又はASD支援団体とすること等を定めている。（海外立法情報課・井樋 三枝子）

【EU】ビッグデータの活用戦略

公的な諸政策や各産業分野において、日々生産される大量で多種多様なデータ群（ビッグデータ）を一層利活用していく動きが広がっている中、欧州委員会は、『繁栄するデータ主導経済に向けて』と題する政策文書（COM(2014)442final）を2014年7月2日に公表した。この文書では、データ主導経済の特徴として、高品質で信頼性と相互運用性を保持するデータ群及び強固なインフラ、データ群からの付加価値創出を容易にする企業・研究機関等の協力の枠組、データ活用で大きな変化をもたらされる社会的範囲の広さ等を挙げている。また今後の課題として、官民パートナーシップの構築、中小企業での活用支援、技術者の養成、データ規格の整理等に加えて、個人データ保護、消費者保護、セキュリティの確保、データの所有権等の法的規制の問題が重要であるとしている。なお、データ主導経済を支えるクラウドコンピューティングに関する委員会作業文書（SWD(2014)214final）も同日に発表された。（海外立法情報調査室・加藤 浩）

【EU】海洋空間計画の枠組構築

洋上風力発電等の再生可能エネルギーの生産、石油・ガス資源の探査・開発、海上での船舶運航、漁業・水産養殖、さらには生態系や生物多様性の保全など、様々な目的に基づく海洋空間に対する需要は急速に増大しており、統合的計画・管理によるアプローチが必要である。EUでは、2014年7月23日、海洋空間計画の枠組構築に係る欧州議会及びEU理事会指令が採択された（Directive 2014/89/EU）。指令は、各国海水域で現在展開されている諸活動と将来の効率的発展を確認するために、当該計画の策定を加盟国に求めている。各国の海洋空間計画は、陸海の相互の影響の考慮、環境・経済・社会的側面に加えて安全面の考慮、他の諸計画との一貫性の確保、利害関係者の参加、加盟国間及び第三国との協力等に関する共通の要件を満たすこととされており、この単一の枠組に基づき、様々な利用の調整の進展と紛争の回避、投資における予測可能性の増大、煩瑣な手続の削減、持続可能な成長と一層の環境保護が見込まれている。（海外立法情報調査室・加藤 浩）

【EU】危険ドラッグと若者の意識

EU世論調査の一環として2014年6月に15-24歳の若者13,000人以上に電話インタビューを行い、同年8月に結果を公表した特別調査報告『若者とドラッグ』(Flash Eurobarometer 401)によれば、現状では違法とされていないが不法なドラッグと類似の影響を及ぼす、いわゆる危険ドラッグ (legal high) の使用経験がある若者の割合は8%に上った(2011年調査時は5%)。また若者の16%が、危険ドラッグの影響とリスクについて何も知らされたことがないと答えた(2011年調査時は10%)。EUでは、危険ドラッグの規制強化とリスク情報の普及等がさらに必要となってきた。欧州委員会は、2013年9月17日に危険ドラッグへの対応能力を強化する欧州議会及びEU理事会規則案(COM(2013)619final)を提案し、また2014年6月16日にも4つの向精神薬物を規制するEU理事会決定案(COM(2014)362final)を提案している。

(海外立法情報調査室・加藤 浩)

【イギリス】スコットランド独立住民投票とその結果

2014年9月18日、スコットランド(以下、「蘇」という。)独立を決める住民投票が行われ、55%対45%でイギリスへの残留が決まった。当初残留派は独立派に対し22%リードしていたが、独立後の通貨同盟を拒否し、経済の見通し不安を煽る中央政府側の戦術が「恫喝」として反発を買い、9月7日の世論調査では独立派が上回る結果となっていた。しかしその後、蘇出身のブラウン前首相が残留派の軸を担い、残留が「最大限の分権(Devo Maxと言われる徴税権を含めた財政自治)」に繋がることを強く訴え、主要三政党党首が更なる分権に同意する署名文書を発表したことが労働党支持層(下院の蘇の全59議席中労働党41、保守党1)を残留派に取り込む結果になったといわれる。キャメロン首相は蘇残留で政治生命の危機を脱したが、分権拡大の代償として同地域議員のイングランド地域問題に関する投票権の制限を求める声が保守党内から上がり、これに労働党が反発しているため、公約達成までの調整が困難となることが指摘されている。(海外立法情報課・岡久 慶)

【イギリス】イギリス産の「聖戦士」達—新たな法制度への動き—

2014年8月から9月にかけて、イスラム過激派組織「イスラム国(以下IS)」はアメリカ人ジャーナリスト2名を殺害し動画を投稿した。「ジョン」と名乗る殺害容疑者と「ビートルズ」と呼ばれる彼のグループはイギリス出身の可能性が高く、イギリス市民がISに参加する問題が浮上している。事件に加え、情報機関がテロの危機レベルを2番目に高い「深刻」に引き上げる中、政府は対抗法制に向けて動き出した。法制案には、出国審査時に旅券を没収する一時的な警察権限、容疑者に裁判抜きで様々な行動制約を課すテロリズム防止及び調査措置の強化、紛争地域に向かう航空便の旅客名簿提出の義務化等を含んでいる。紛争地域からの帰国を禁止する規定も検討されたが、国際法的な問題点から断念された。野党労働党は概ね政府の方針に同意しつつも、テロ容疑者を裁判抜きで自宅軟禁できる管理命令を復活させるべきと論じている。同制度は、人権上の問題から2011年により緩やかなテロリズム防止及び調査措置に差し替えられている。(海外立法情報課・岡久 慶)

【イギリス】2014年知的財産法—意匠権保護の強化—

2014年知的財産法は、主に意匠（デザイン）権の保護規定を簡略化することを目的として、2014年5月14日に成立した法律（c.18）である。イギリス経済にとって意匠は有力な産業であり、2009年の投資額は155億ポンド（2兆6546億円）とGDPの1.1%を占める。しかしその保護は国内法やEU法等複数の法制度に分断され、分かりにくいと指摘されていた。この法律は該当規定を簡略化し、登録された意匠の使用においては公的登録機関（知的財産庁）の指示に従うという、商標及び特許と同じ措置を定めている。登録した意匠の意図的な複製は犯罪となり、最大で10年の拘禁刑と上限のない罰金を科される。加えて知的財産庁に鑑定サービス部門を設け、特定の意匠が既に登録された意匠権を侵害するか否かについて、意見を求めることを可能とする（ただし法的責任は負わない）。これは特に中小企業を対象として、訴訟より時間とコストがかからない紛争解決手段を提供することを意図している。（海外立法情報課・岡久 慶）

【フランス】刑事の再審手続の改正

2013年7月に開始された下院常任委員会の調査により刑事の再審手続の不備が指摘されたことを受け、「刑事の確定有罪判決の再審及び再審査〔欧州人権条約違反の判決の再審〕の手続の改正に関する2014年6月20日の法律第2014-640号」が制定された（〔 〕内は執筆者補記）。①再審及び再審査の請求は、破毀院（最高裁判所）が審査しているが、審査体制に不明確な部分があったため、18人の破毀院判事で組織する再審・再審査院（cour de révision et de réexamen）を創設した。②再審及び再審査の請求権者は、従来、司法大臣、有罪判決を受けた本人（又はその法定代理人）及び本人死亡の場合にはその配偶者、子、親等であったが、新たに、破毀院検事長並びに本人死亡の場合には内縁関係にある者、登録パートナーシップ制度であるPACSの相手方、孫及び曾孫にも請求権が認められた。③再審請求の要件が簡素化され、請求ができるのは、無実を立証し、又は有罪であることに疑いを生じる新たな事実又は証拠が判明した場合となった。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】休眠口座及び未請求の生命保険の国庫帰属

フランスでは、休眠口座の預金総額が約12億ユーロ、未請求の生命保険の総額が約27億ユーロに上る。これをうけ、「休眠口座及び受取人不明の生命保険契約に関する2014年6月13日の法律第2014-617号」が制定された。同法により、銀行は、毎年、休眠口座の調査、名義人又はその相続人への連絡並びに休眠口座の数及び残高の公表を行う。休眠口座の預金は、名義人又はその相続人の申し出がなければ、休眠口座とみなされてから10年後又は名義人の死亡から3年後に、公的金融機関である預金供託金庫（Caisse des dépôts et consignations: CDC）に預けられ、その20年後（名義人死亡の場合27年後）に、国庫に帰属する。また、生命保険の保険者は、従来、受取人を探す義務等を負うが、新たに、未請求の保険金の件数及びその金額の公表を義務づけられた。さらに、未請求の保険金は、保険者が被保険者の死亡を知った日又は保険契約の満了日から10年後にCDCに預けられ、その20年後に国庫に帰属することとなった。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】書籍の無料配送の禁止(反 Amazon 法)

フランスでは、小規模な書店を保護するため、書籍の割引率は、出版社が定める書籍価格の5%までに制限されている。しかし、Amazonのように、5%の割引に加えて、送料無料を謳うオンライン書店が台頭し、小規模な書店を脅かしている。そこで、「書籍の通信販売の条件を定め、出版契約に関する知的所有権法典の規定をオルドナンス〔行政立法〕により改正する権限を政府に付与する2014年7月8日の法律第2014-779号」が制定された(〔 〕内は執筆者補記)。今後、通信販売の書籍を自宅へ配送する場合、書籍価格の5%相当の額を、販売者が設定した送料から差し引くことは認められるが、送料を無料にすることは禁止された。これに対抗して、Amazonは送料を1ユーロセント(0.01ユーロ)とし、大手書店Fnacはオンラインで注文した書籍を最寄りの店舗まで配送するという選択肢を設けて同法の適用を免れるなどしている。

(海外立法情報課・服部 有希)

【ドイツ】低金利時代に適合させるための保険監督法等の改正

低金利の状況が長引き、生命保険会社が契約者に約束した利回りの保証が困難となっている。ドイツの10年国債の利回りが1.4%であるのに対し、現在の保険契約の平均の保証利率は3.2%である。このため、生命保険に関する法律の規定を低金利時代に適合させるために保険監督法等が改正され(BGBl. I S.1330)、一部を除き2014年8月7日から施行されている。改正の主要な内容は、①予定死亡率と実際の死亡率の差から生じた剰余金のうち、従来は75%を契約者に還元するために積み立てていたが、これを90%とする、②契約者に対する保証利率の支払いを確実にするために必要な場合には、解約者に対する評価益の分配を制限する、③責任準備金の計算において、新規に契約する保険のための計算上の保証利率を1.75%から1.25%に引き下げる、④保険会社の役員及び社員に対する変動賞与の総額に対する監督官庁の介入権限を強化する、⑤生命保険会社の株主への配当を制限する、等である。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】風力発電施設の立地規制

風力発電施設は、自治体が土地利用計画において指定した土地に設置することができる。さらに、風力発電施設は、騒音や日照悪化が近隣の住宅に及ばないように、住宅との距離を800メートル以上とって設置されてきた。このような中、バイエルン州は、景観保持のため、風力発電施設と住宅との距離を、風力発電施設の高さの10倍に規制することを企図している。このため、連邦の建設法典が改正され(BGBl. I S.954)、州は、2015年末までの州法により、独自に風力発電施設の立地規制を行うことができるようになった。改正法は、2014年8月1日から施行されている。近年の風力発電施設の高さは約200メートルであり、バイエルン州の計画が実現すれば、風力発電施設と住宅との間の距離は2キロメートル必要となる。これにより、風力発電施設を建設することができる場所は、州面積の1%未満となり、風力発電施設の建設が実質困難となる。今回の建設法典の改正は、連邦が決定したエネルギーシフトの計画に反する等の批判がある。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】 疾病金庫からの医薬品に対する支出の抑制

ドイツの薬価は自由価格で、参照価格制度がある。参照価格は、類似の医薬品グループごとに設定される。特許医薬品等は参照価格の対象とならず、高めの価格である。これら参照価格対象外の医薬品に対する疾病金庫からの支出を抑制するために、疾病金庫は、当該医薬品の卸価格の6%の割引を製薬会社から受ける。参照価格対象外のジェネリック医薬品には、この6%の割引に加えて、10%のジェネリック割引率が上乗せされる。ジェネリック医薬品以外であっても、参照価格対象外の医薬品で、医師の処方義務づけられたものには16%の割引率が適用されてきたが、これは2013年末までの時限規定であったため、失効した。(社会法典第5編第130a条)。これを受けて2014年3月に同規定が改正され(BGBl.I S.261. 2014年4月1日施行)、参照価格対象外の医薬品全般の割引率6%が7%に改定された。ただし、ジェネリック医薬品は、10%のジェネリック割引率が引き続きあるため、6%のままとされた。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ロシア】 土地利用法典の改正

2014年7月21日連邦法第234号「ロシア連邦の個別の法令の改正について」により、土地利用法典が改正された。この改正では、土地利用法典に「国家的土地モニタリング」の概念が新たに導入された(第67条)。新たな規定によると、国家的土地モニタリングとは政府の実施する環境モニタリングの一環であり、ロシア全土の土地の状態等の観察、評価、予測及び情報提供を行うものである。このような制度を設立することによって土地の状態の有害な兆候を早期に発見し、政府機関、地方自治体の機関、一般の法人等に対して情報提供や提案を行うことが目的とされている。また、第71条では、国家土地監視局の設置が規定された。国家土地監視局は、政府機関、地方自治体の機関、法人、個人等による違法な土地利用を監視する部局であり、抜き打ち査察、書類の押収、施設の点検、是正命令の発出、内務省に対する捜査依頼及び土地利用規則に関する行政的義務違反事件の裁判への協力などを主たる業務とする。

(海外立法情報課・小泉 悠)

【韓国】 中堅企業の支援に関する特別法の制定

2014年1月21日、中小企業と大企業の間位置する中堅企業を育成し、雇用創出や経済発展に資することを目的とした「中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法」が制定され、同年7月22日に施行された。施行日から10年間有効な時限立法である。これまで中堅企業に対する支援が不十分であったため、成長企業が、各種支援を受けられる中小企業にとどまろうとする「ピーターパンシンドローム」と呼ばれる現象も見られ、問題視されていた。同法制定により、中堅企業支援に関する法的根拠が整備され、①中小企業庁長による5年ごとの「中堅企業成長促進基本計画」の策定、②中堅企業に対する金融、技術開発、人材確保等の支援、③租税減免、④中堅企業関連政策の調査・研究を専門に行う機関の設置、⑤中堅企業に関する実態調査及び統計調査等に関する規定が定められた。また、従来から業界団体として存在していた「韓国中堅企業連合会」は、同法に定める法定団体に位置づけられた。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】電磁波等級制の導入

2014年8月2日、韓国において「電磁波等級制」が施行された。電磁波等級制は、2012年5月の電波法改正により導入された制度であり、2013年8月、未来創造科学部（部は省に相当）により、具体的な基準等に関する告示（電磁波等級基準、表示対象及び表示方法告示）が行われた後、1年間の猶予期間を経て施行されたものである。電磁波等級制とは、無線局（携帯電話基地局等）及び携帯電話の電磁波の強さを等級化して表示を義務付ける制度を指し、測定値に応じて、無線局は4段階（1等級、2等級、注意等級、警告等級）、携帯電話は2段階（局所 SAR（比吸収率）値（1g 平均基準）が 0.8W/kg 以下の場合には 1 等級、0.8W/kg を超え 1.6W/kg 以下の場合には 2 等級）に分類される。携帯電話の場合、等級又は測定値そのものを、見えやすい場所（製品本体、包装箱、説明書等）に表示することが義務付けられる。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】採用手続の公正化に関する法律の制定

2014年1月21日、求人企業に対し、求職者に提出させた履歴書等の応募書類の返却を義務付ける「採用手続の公正化に関する法律」が制定され、2015年1月1日から企業規模に応じて段階的に施行される。韓国では、不採用者に応募書類を返却しないことが習慣化しているが、同法により、求人企業に対し、不採用者が応募書類の返却を請求したときは返却に応じることや、返却に要する費用は原則として求人企業が負担することが義務付けられた。違反した場合は雇用労働部（部は省に相当）長官が是正命令を下すことができ、是正命令に従わないときは、300万ウォン以下の過料に処する。ただし、電子メールで提出した書類や、求職者が自発的に提出した書類は、返却義務の対象外となる。なお、同法により、求人企業が求職者に対し、求人を偽装してアイデア等を提出させたり、応募書類に関して著作権等の知的財産権を企業側に帰属させることを強要する行為も禁じられた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】香港の選挙制度改革

2014年8月31日、第12期全国人民代表大会常務委員会第10回会議で「香港特別行政区行政長官の普通選挙問題及び2016年立法会選挙方法に関する決定」が採択された。香港特別行政区のトップである行政長官（任期5年）の選挙は、現行制度では、1,200人の選挙委員会メンバーのみが選挙権を有する。今回の「決定」は、次回2017年の行政長官選挙から普通選挙の導入を認めるものである。しかし、「決定」は、行政長官に立候補できるのは、現行の選挙委員会と同様の構成による1,200人の指名委員会メンバーの半数以上の支持を得て指名された2~3人の候補者のみと定めている。そのため、中国政府に批判的な候補者の立候補が事実上不可能になるとして、香港の民主派は批判を強めている。この「決定」に基づく新制度を実施するには、今後、香港立法会（＝議会）で全立法委員の3分の2以上の賛成を得る必要がある。一方、2016年の立法会選挙の方法は、現行制度（普通選挙と職能別選挙の組合せ）のままとされた。

（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

【中国】知財裁判所の設置

2014年8月31日、第12期全国人民代表大会常務委員会第10回会議で、「北京、上海、広州における知的財産権裁判所の設置に関する決定」が採択された。中国では近年、知財訴訟が急増している。2013年には、地方裁判所における知財関係の民事第一審受理件数が計88,583件に達した。今回の「決定」は、知財訴訟が特に多い北京、上海、広州に知財訴訟を専門に扱う知財裁判所を設置することを定めるものである。国のイノベーション発展戦略の中で、司法による知的財産権保護を一層強化して権利者の合法的な権利利益を確実に守り、社会の公共利益を維持することをその目的としている。知財裁判所が管轄するのは、特許、植物の新品種、集積回路配置設計図、ノウハウ等、高度な専門性と技術性を有する知財関係の民事・行政第一審である。中央政府の行政機関の裁定又は決定を不服として提起される行政第一審は、北京の知財裁判所の管轄となる。なお、設置後3年経過した時点で、実施状況の報告が行われる。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【中国】安全生産法の改正

中華人民共和国安全生産法（2002年6月29日公布、同11月1日施行）は、安全生産に対する生産者と行政の責任、従業員の安全確保、事故防止、事故発生時の対応等について定めている。中国では近年、工業化が一段と進む一方で、炭鉱や工場での爆発・火災等の重大な産業事故も頻発している。安全生産法の改正は、安全な生産システムの整備、事業者の安全管理責任の強化、行政の監督権限の拡大等を目的とし、2014年8月31日、第12期全国人民代表大会常務委員会第10回会議で改正案が可決、成立した。今回の改正により、事業者が安全生産の主たる責任者であることの明確化、安全生産に対する労働組合による監督の強化、専門資格を有する安全生産管理要員の配置義務、派遣労働者を含めた従業員に対する教育・研修の実施義務、安全点検体制の整備等に関する規定が整備された。事業者に対する罰則も強化され、特に重大な事故の場合、最高で2000万元の過料が科される。改正法の施行日は2014年12月1日である。

(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

【オーストラリア】アボット政権1周年

アボット保守連立政権は、2014年9月7日に政権1周年を迎えたのを機に『より強いオーストラリアの建設—連立政権の最初の1年の概観』をまとめた。課題を「労働党政権の遺産」と題して、財政赤字、失業率、生活費の上昇、教育水準の低下、医療サービスの高騰、防衛費の削減など11項目列挙し、1年間の成果として炭素税と鉱山税の廃止、インフラ投資、通商、難民政策など16項目を挙げ、今後目指すべき方向を、強い経済（予算の修復、輸出機会の増加など14項目）、安全なオーストラリア（国防、テロ対策など4項目）、強い社会（家族支援、持続可能な医療、環境政策、地域政策など8項目）の3つにまとめている。当面の議会の最大の課題は財政問題に直結する社会保障分野である。2016年9～12月頃と予想されている次期総選挙まで2年あるが、世論の支持と与野党伯仲の上院の状況によっては、それより早く上下両院同時解散選挙を行う可能性も常に取り沙汰されている。

(海外立法情報調査室・吉本 紀)

【オーストラリア】テロ対策の強化

アボット保守連立政権は、テロ対策強化のための立法措置を進めている。その内容は、連邦議会の情報・安全保障に関する合同委員会が前労働党政権時の2013年5月に公表した調査報告に基本的には沿っているが、最近のシリア、イラクなどで活動する過激派に豪国民が含まれていることに危機感を募らせていることが立法を急ぐ背景にある。政府は、①情報・保安関係機関の情報監視・調査権限の強化、②情報の守秘義務の強化、③テロ活動者が入国・出国する場合の拘束・パスポート規制、④民間機関が有するコンピュータ上のデータの保有の義務化などを3法案で立法化することを予定しており、2014年7月に①②を主たる内容とする1法案が連邦議会に提出され（同年9月26日上院、10月1日下院可決）、関係予算の増額も表明したが、③は特に人権との関係、④は保有するデータの範囲などで解決すべきセンシティブな問題があると指摘されている。

（海外立法情報調査室・吉本 紀）

【フィリピン】中小零細企業支援法の制定

2014年7月15日、アキノ大統領が「中小零細企業発展を通じた雇用創出及び包括的成長促進法」（通称Go Negosyo法、「Negosyo」はタガログ語で企業・商売の意）に署名した。近年、フィリピンでは失業問題が深刻化している。民間調査機関の発表によると失業率は27.5%に及び、2011年以來の高い水準となっている。今回制定された法律は、フィリピン国内の民間雇用の66%、企業総数の99%を占めているとされる中小零細企業の活動を促進することで、雇用創出をねらったものである。法案作成者で上院通商産業委員会議長のバム・アキノ上院議員は、スムーズな起業を促し企業活動を支援することが、雇用問題解決に向けたひとつの方法であると強調していた。同法により、経済産業省傘下のNegosyoセンターが、全国のすべての州及び市と町に設置される。同センターは、中小零細企業の企業登録の円滑化、資金のあっせん、経営に関する様々な分野の訓練プログラムの実施に当たり、中小零細企業の起業や事業の拡大を後押しするものとされている。

（海外立法情報課・藤倉 哲郎）

【ベトナム】国籍法改正：在外ベトナム人の国籍維持のための登録義務を廃止

2014年6月24日、国会は、2008年制定の国籍法の一部改正案を、賛成多数で可決した。2008年国籍法は、在外ベトナム人に対して、同法施行から5年以内に、国籍維持のための登録を義務付け、未登録者の国籍抹消を定めていた。改正により、5年以内の登録義務の規定と、未登録を理由とした国籍抹消の規定が削除された。改正の背景には、登録期限が2014年6月30日に迫っていたにもかかわらず、4月初めの段階で、在外ベトナム人約450万人のうち、登録を済ませていたのは6,000人にすぎないという現状があった。近年、ベトナム政府は、在外ベトナム人コミュニティからベトナム本国への投資や人材の移動を奨励しており、数百万人の在外ベトナム人が国籍を失いかねないという事態への対応に注目が集まっていた。政府は、登録期限を5年延長する方向で改正案を提出したが、改正案が国会で審議入りすると、登録義務の廃止を求める意見が国会議員の多数を占めた。なお、登録制度は、国籍証明等に必要の手続きとして残されている。

（海外立法情報課・藤倉 哲郎）